

地域おこし協力隊紹介 ～私と活動と、時々、暮し～

都市部から地方への移住を促進する国の制度「地域おこし協力隊」。個性溢れる隊員自らが活動を紹介しますシリーズ！

《問合せ》環境経済課 ☎21-9096

vol.21

出石焼の伝統技術継承

かみがいと そう 上垣内 創

大阪府八尾市出身。野球好き(阪神ファン)。高校・短大・職業訓練校で陶芸を学ぶ。2020年4月から出石焼の伝統技術継承を目指し活動。今年3月に任期満了で退任する。



陶芸の魅力に惹かれて

私が陶芸の世界に出会ったのは高校生のときです。友人たちが入るといいう陶芸部に何となく入部したのですが、陶芸の魅力に引きこまれ、次第に没頭するようになりました。高校卒業後は、陶芸の技術を高めるため、芸術大学や職人を養成する職業訓練校に進学し、ひたすら作品を作り続ける日々を過ごしました。

出石焼との出会い

職業訓練校で出石焼陶友会関係者による説明会に参加し、彫りの作業がある出石焼に魅力を感じ、興味を持ちました。協力隊に応募し、永澤兄弟製陶所の永澤師匠の下で学ぶことになりましたが、思いの外師匠が優しく(笑)、将来を見据えた指導を受けることができ、とてもありがたい日々を過ごしています。



協力隊の卒業後

り、ゆがんでいたり、たくさん指導を受けました。

現在は、師匠に確認してもらった作品を商品として販売しています。今年3月に協力隊の3年間の任期が満了しましたが、協力隊卒業後も引き続き出石焼に関わっていきたいと考えています。今後も変わらず技術習得に専念するため、師匠の下で働き、指導を受ける予定です。

地元に着し、出石焼を盛り上げていけるよう努めます。出石にお越しの際はぜひ一度、永澤兄弟製陶所にお立ち寄りください。

会社などの広告を掲載しませんか

2023年度 市広報・ホームページ等への掲載広告募集

市では、来年度の市広報紙や市ホームページなどへ有料広告を掲載する会社、店舗などを募集します。詳細は、右下の二次元コードから市ホームページを確認してください。

なお、内容によっては掲載できない場合があります。掲載条件などの詳細は、それぞれの申込先に問い合わせてください。

《問合せ》秘書広報課 ☎21-9035

広告募集する主な広告媒体

- 広報とよおか
- 市ホームページバナー
- 本庁・各振興局エレベーター
- 公用車
- ごみ収集カレンダー など

※広告の内容に関する全ての責任は広告主に帰属します。市が推奨するものではありません。



▲広報とよおか



▲市ホームページ



▲2023年度
広告募集
詳細



国民年金の手続きをお忘れなく

《問合せ》市民課☎21-9015または各振興局市民福祉課

手続きが必要な方

学生から社会人になる方
(就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金第1号被保険者から第2号被保険者になります。基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード等を持参の上、勤務先で手続きを行ってください。

なお、基礎年金番号は、公的年金共通の番号で、転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるよう基礎年金番号通知書等を確認しておきましょう。

退職する方、

配偶者の扶養から外れる方

退職や厚生年金加入の配偶者の扶養から外れる方など(下表参照)は、届け出が必要です。届け出先は、市民課または各振興局市民福祉課です。

《退職などに伴う届け出が必要な例》

こんなとき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき(20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	○年金手帳、基礎年金番号通知書など 年金番号の分かる書類
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき、または65歳に到達したとき	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	○資格喪失証明書等 (被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)等
厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき		

産前産後期間の 保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が、出産した際に手続きすれば、国民年金保険料が4カ月(最大6カ月)免除されます。

▼対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が2019年2月1日以降の方

▼届出時期

出産予定日の6カ月前から可能(出産後も届出可能)

※出産前の届け出は母子健康手帳が必要

▼免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料を免除

※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料を免除

▼その他

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

豊岡年金事務所から
窓口相談のお知らせ

▼受付時間(通常)

平日(月曜日～金曜日)午前8時30分～午後5時15分

▼時間延長

週初の開所日の午後5時15分～7時

▼週末相談

第2土曜日の午前9時30分～午後4時

▼持参物

マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるもの、本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、双方を持参してください。

▼その他

代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。

《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

